

第四十八回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第五号

昭和四十年二月十六日(火曜日) 午前十一時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信一君
理事 成瀬 幡治君
中尾 辰義君

委員

大竹平八郎君 太田 正孝君 栗原 祐幸君 津島 壽一君 林屋亀次郎君 日高 広為君 堀 末治君 野々山一三君 鈴木 市藏君 鍋島 直紹君 大蔵省主計局次長 鳩山威一郎君

政府委員

大蔵政務次官 大蔵省主計局次長

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵省主計局法規課長 赤羽 桂君 大蔵省主計局主計官 津吉 伊定君

本日の會議に付した案件

○物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出)
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件(内閣送付、予備審査)

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る二月四日本院先議として提出され、同日付託せられました物品管理法の一部を改正する法律案、同日同日付託せられました日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実

施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、去る二月三日予備付託せられました国立学校特別会計法の一部を改正する法律案、同日同日付託せられました地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件、同日同日付託せられました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、及び国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案、以上九件を一括議題とし、各案につきまして順次その提案理由の説明を聴取いたします。鍋島政務次官。

○政府委員(鍋島直紹君) ただいま議題となりました物品管理法の一部を改正する法律案外七法律案及び一承認案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、物品管理法の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品管理法の制定により、国における物品の管理制度が整備されましたのは昭和三十一年であり、各省各庁における物品管理法の運用は軌道に乗り、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理をはかることとする同法の目的は達成されてはいるものと存する次第であります。

しかしながら、法の運用の状況を見ますに、事務処理の手續を物品管理の実情に即して改める等、現行の制度を、より実効のあるものとするための整備を必要とする点も明らかになってまいりましたのであります。

したがって、物品管理法の一部を改正し、同法の目的がさらに円滑に達成されるようにするため、管理の簡素化及び合理化をはかるものとして、この法律案の概要について御説明申し上げます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、物品について、分類の設定、分類がえ及び異なる各省各庁間の管理がえをする場合の各省各庁の長からの大蔵大臣への協議を廃止することといたしております。

第二に、各省各庁の長は、分類がえの命令及び承認、管理がえの命令及び承認、物品の不用決定の承認並びに物品を亡失、損傷することにより国に損害を与えた職員に対する弁償命令の権限を部下の職員に委任して行なわせることができることといたしております。

第三に、物品について、各省各庁の長が立てる需給計画及び物品管理官が立てる運用計画を廃止し、新たに、物品管理官の管理に關する計画を立てることといたしております。

第四に、物品管理機關の補助者が、故意または重大な過失により国に損害を与えたときは、弁償責任を課することといたしております。

その他、物品管理に關する報告及び検査の制度について簡素化及び合理化をはかることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の

回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案及び所得に対する租税に対する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地税法の特例等に関する法律案を一括して申し上げます。

政府は、さきアメリカ合衆国及びスウェーデンとの間に租税条約を修正補足する議定書に署名し、またカナダ及びフランス共和国との間の租税条約に署名いたしております。

これらの議定書及び条約の締結の承認方については、別途今国会において御審議を願っているものであります。これらの議定書及び条約を国内において実施するためには、法律により特別の定めを必要とするものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの四法律案を提出することとした次第であります。

以下、四法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配当、利子、工業所有権の使用料等に対する源泉徴収所得税に関する事項であります。

わが国の所得税法により、非居住者または外国法人の取得する配当、利子、工業所有権等の使用料につきましては、二〇%の税率により源泉徴収所得税を徴収することになっております。

しかるに、このたびの議定書及び租税条約によりますと、第一に、アメリカ及びスウェーデンにつきましては、配当は親子会社間のものを除き一五%、親子会社間の配当並びに利子及び使用料等は、それぞれこれにてはならないとされております。

第二に、カナダにつきましては、配当、利子、使用料等は、一五%をこえてはならないとされており、第三に、フランスにつきましては、配当は

一五%、利子及び使用料等につきましては一〇%を、それぞれこえてはならないとされており、そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率をそれぞれ、その条約上の最高限度である一五%及び一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国に支店等を有しているものにつきましては、国内法では、配当、利子及び使用料等の所得と、これら以外の他の所得とを合算して課税するたてまゝになっております関係上、配当等につきまして租税条約で定める制限税率をこえて課税されることとなる場合がありますので、その点を考慮して、総合課税の場合の税額につき、租税条約の規定に適合するよう、所要の軽減措置をとることとしております。

なお、この場合におきまして、スウェーデン及びフランスにつきましては、所得に対する地方税をも租税条約の対象とすることになっておりますので、総合課税の場合の軽減措置を講ずるにあつては、法人税割の住民税をも含めて制限税率をこえることのないよう、所要の措置を講じております。

その他、アメリカ等四カ国との租税条約を実施するに必要の事務取り扱い等につき所要の規定を設けております。

次に、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、国立学校特別会計におきましては、国立学校の付属病院の施設費を支弁するため必要がある場合に限り、借り入れ金をすることができるとなっておりますが、今回の改正は、これに加えて、国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなると認められ、その移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて償還することができるとの見込みがあるときは、当分の間、移転先の用地取得費を支弁するための借り入れ金

をすることができるとしようにするものであります。

御承知のごとく、過密都市に所在する国立学校は、これを他に移転することが教育環境の上から望ましいと考へられ、また、このような国立学校の移転は、過密都市対策に資するところも大であると考へられます。したがって、その移転の円滑な実施をはかるため、移転に先行し、一括してこれを取得することが必要な場合であつて、かつその移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて、用地取得費の財源となつた借り入れ金の償還ができる見込みのあるときは、いわばその間のつなぎ資金として、借り入れ金をすることができると考へ、借入が適当と考へ、ここにこの法律案を提案いたした次第であります。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるとの件について申し上げます。

最近における経済の發展は、大都市において特に著しく、この間の事情を反映して、都会地稅務署の管内の納稅者及び課稅物件等は年々増加してまいりますとともに、これらの稅務署の事務量、人員ともに過大となり、稅務指導等納稅者に対するサービスの面及び事務管理の面で支障を生じようとしております。

このような事情に対処して、東京國稅局において、品川稅務署の管轄區域を分割して旧荏原區の區域を管轄する荏原稅務署を、立川稅務署及び武藏野稅務署の管轄區域を再編成して、府中市、調布市及び北多摩郡狹江町を管轄する武藏府中稅務署を、それぞれ設置し、また、札幌國稅局において、札幌稅務署及び石狩稅務署の管轄區域を再編成して、札幌市の北部、江別市、札幌手稲町、石狩郡及び厚田郡を管轄する札幌北稅務所を設置し、納稅者の利便と稅務行政の円滑な運営をはかるうとするものであります。

次に、交付稅及び讓與稅配付金特別會計法の一

部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案することとしております地方交付稅法の一部を改正する法律案において、地方財政の一その健全化を推進するため、地方交付稅の總額を所得稅、法人稅及び酒稅の收入見込み額のそれぞれ百分の二八・九から百分の二九・五に引き上げることとして、これに伴い、昭和四十年以後毎會計年度、一般會計からこの會計に繰り入れる地方交付稅に相當する金額の算定の基礎を、これと同様の百分の二九・五に改めようとするものであります。

最後に、國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

國際復興開發銀行等からの外資資金の借り入れ及び外債の發行は、社會資本の充實及び國際收支の補強等の観点から、わが國經濟にとつてきわめて大きな意義を有するものであります。昭和四十年度におきましては、國際復興開發銀行からの外資資金の借り入れについては國際復興開發銀行との間に總額一億五千萬ドルの新規借款の受け入れの内諾を得ているのであります。具体的な機關別の割り振りについては、当方としては、日本道路公團、阪神高速道路公團等に対して借款の受け入れの希望を有しており、目下折衝中であり、國際復興開發銀行としては、同行としての立場から慎重に審査を行なつており、現在に至るまで、いまだ決定するに至つておりません。

また、外債の發行につきましては、昭和三十九年度において、現在までに、國債はドイツにおいて五千万ドル、政府保証債は東京都債、開銀債及び大阪府債につきまして計六千七百五十万ドル、總計一億一千七百五十万ドルの發行を行なうことができたのであります。昭和四十年度については、外債市場の動向は予断を許さず、現在のところ具体的な發行銘柄を確定できない状況にあります。

しかも、このような事態は今後も十分予想され

るところであります。

この法律案は、このような情勢のもとにおける国際復興開発銀行等からの外貨資金の借り入れ及び外貨債の発行の円滑化に資するため、必要な規定を整備しようとするものであります。

その内容を申し述べますと、まず第一に、従来、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借り入れ及び外貨債についての政府保証の限度額は、保証を受ける各法人ごとに定められておりましたが、これを予算をもって定める総額の範囲内で一括して定めることができるといたしてあります。

第二に、国際復興開発銀行等から外貨資金の借り入れをして法人のうち、国際復興開発銀行等との借り入れ契約に基づき債券を引き渡す必要があるものについて、借り入れ金額を限り債券を発行することができることといたしますととも、国際復興開発銀行等に引き渡すための債券及び外貨債について、外国の銀行、信託会社等への事務委託の規定を設けることといたしてあります。

第三に、国際復興開発銀行から外貨資金の借り入れをして法人の財産について、他の法律の規定上、特定の者が優先弁済を受ける権利を有することとされているときは、国際復興開発銀行は、それと並ぶ優先権を有することといたしてあります。

第四に、国際復興開発銀行に引き渡すための債券及び政府が保証契約をした外貨債の利子及び償還差益については、原則として、租税その他の公課を課さないことといたしてあります。

以上が物品管理法の一部を改正する法律案外七法律案及び一承認案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で九件の提案理由の説明は終わりました。

○委員長(西田信一君) 次に、本院先議の会計法

の一部を改正する法律案及び物品管理法の一部を改正する法律案の二件を一括議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明は聴取いたしました。

それでは、二案につきまして補足説明を聴取いたします。赤羽法規課長。

○説明員(赤羽桂君) たいだいま議題となりました会計法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足して御説明申し上げます。

先日、提案理由説明において申し述べましたとおり、従来、国が債権者に支払いをいたしたときは、支出官は、現金の交付にかえて、その取引店たる日本銀行を支払い人とする小切手を振り出し、これを債権者に交付するのを原則といたしてあるわけであります。

この原則の支払い方法に對しまして、支出官の取引店たる日本銀行の所在地の外にある——所在地と申しますのは、市町村、東京都で申しますと特別区の区域でございまして、その管轄区域外に住んでおりますところの債権者、会計法上これを隔地者と申しておりますけれども、この隔地者に支払いをする場合には、ただいま申し述べました原則によりまして、債権者に小切手を直接交付することが非常に不便な場合が多いわけでございまして、したがって、例外といたしまして、支出官は、支払いのため必要な資金を日本銀行に交付をいたしまして、この債権者に対する支払いを依頼をするというふうに行なわれておるわけでございまして。

この場合の日本銀行の支払い方法をいたしましては、その国から交付を受けた資金を、銀行または郵便局に送ってやるわけであります。送ってやりまして、当該銀行または郵便局の窓口で支払いをいたします、こういう方法が一つございまして、その次の方法は、債権者の請求によりまして、その住所または居所あてに直接現金または郵便為替で送ってやる、こういう方法が二番目の方法としてございまして、銀行振り込みでございまして、銀行振り込みでございまして、債権者の指定する銀行の預貯金口座に支払い金を振り込むという方法があるわけでございまして、それから、さらに特別な場合といたしまして、外国送金というのがあるわけでございまして。

ところで、当地の債権者、すなわち支出官の取引店たる日本銀行の所在地に居住する債権者に対する支払いをする場合は、冒頭に申し上げました原則的な支払い方法によつてまいるわけでございしますが、この方法によつては、支出官の支払い準備が完了いたしますと、その旨を電話または郵便等で債権者に通知をしてやるわけでございまして、債権者はこの通知によりまして、支出官のところに出向き、小切手を受領し、さらに日本銀行等に参りまして、これを現金化するというような手続でございまして、このような手続に要する当事者双方の時間と経費、あるいはまた事故発生のおそれ等を考慮して、さらに簡便安全な支払い方法についての要望が近時強くなつてまいりましたわけでございまして、昨年の臨時行政調査会の答申におきましても、銀行振り込みの方法をとつたらどうかという勧告がなされておる次第でございまして、したがって、この際隔地者に限らず、当地者に対する支払いにつきましても、銀行振り込みの方法を採用することにより、債権者の利便と支出官事務の合理化をはかり、両者について事故防止に資するため、会計法第二十一条を改正し、政令で所要の手続を定めたいと存する次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 次に、本院先議の会計法

ば、物品の範囲が不明確でございますとか、物品管理機関が不備でありますとか、あるいは物品運搬原則については何も触れておられないというような点が指摘されておつたわけでございまして、したがって、これにかわるものとしたしまして、昭和三十一年に現行の物品管理法が制定されたわけでございまして。

ところで、この物品管理法は、物品の保管、供用、処分等の管理の基本的事項を定め、また物品の適正かつ効率的な運用をはかるための規制を定めておるわけでございまして、物品管理法が施行されて八年、施行後の経験にかんがみまして、現実の事務処理上、また制度上、改善を要する諸点が明らかになつてまいりましたのでございまして、昭和三十六、七等ごろから大蔵省におきまして各省とも相談しながら事務的に検討を開始しておつたわけでございまして、たまたま、臨時行政調査会におきましても、この物品管理に關しまして、その簡素化、たとえば大蔵大臣の協議をもう少し簡素化したらどうか、あるいは小官署におきまして物品の管理については特例をより広く認めてはどうかとか、あるいはその合理化、現行の物品の計画制度をもう少し考え直したらどうかというような点が、答申にあらわれてまいりましたわけでございまして。

そこで、今回、物品の管理の实效をよりよくするために多く確保するため、物品管理法の一部を改正いたし、管理事務の合理化及び簡素化をはかるうとするものであります。

さて、この法律案の概要でございますが、まず第一は、各省各庁の長が物品管理法上行なう次の措置について、大蔵大臣に対する協議を要しないこととした点でございまして、すなわち、物品は、その供用または処分の目的に従つて分類されることになつておりますが、この分類を設ける場合、一の種類、たとえば、例を引いて申しますと、農林省で申し上げますと、干拓事業用品というふうなものがございます。それから他の分類、たとえば開墾事業用品というものに移しかえをする、こ

続きまして、物品管理法の一部を改正する法律案につきましても、補足して御説明申し上げます。国の物品の管理は、昭和三十一年までは、明治二十二年の勅令でございまして旧物品会計規則というのがございまして、これによつて規制されておつたわけでございまして、この規則は、近年における膨大かつ複雑な国の行政事務に対応する物品管理の基本法規といたしましてはいろいろ不適当な点が出てまいりましたわけでございまして。たとえ

○委員長(西田信一君) 次に、本院先議の会計法

○委員長(西田信一君) 次に、本院先議の会計法

○委員長(西田信一君) 次に、本院先議の会計法

ういった例は非常にひんぱんに起こるわけでござい
ますが、そういう物品の分類がえがされる場合、
また一の省の物品管理官からほかの省の物品管理
官に物品の管理が移されるといったような場合、
これらのいずれの場合においても、あらかじめ各
省各庁の長から物品管理の総轄大臣でございま
す大蔵大臣に協議をすることになっておりますが、
事務処理の事情から見まして、事務簡素化の見地
から、また物品の全体的な有効な使用という観
点からも、各省庁の長の判断だけに基づいて処理
しても何ら差しつかえないという結論に達したの
でございまして、この協議を要しないということ
としたそうと申すものでございまして。

第二に、各省各庁の長は、物品管理官に対し分
類がえもしくは管理がえの命令をし、及び物品管
理官が分類がえ、管理がえもしくは物品の不用決
定をしようとする場合にこれを承諾し、並びに物
品管理職員もしくは物品使用職員が物品を亡失も
しくは損傷することにより国に損害を与えた場合
に弁償命令をする権限を有するのでございませ
んが、これらの権限を部下の職員、たとえば外局の
長でございませぬか、地方支分部局の長等でござ
いませぬか、これらの部下の職員に委任して行なわ
せることができることとし、実態に即した能率的な
管理事務の執行に資することとしたしておるわけ
でございませぬ。

第三に、物品について、各省各庁の長が毎年度
立てることになっておる需給計画及び物品管理官
ごとに毎年度作成し各省各庁の長の承認を受ける
ことになっておる運用計画につきましては、その
運用の実情にかんがみまして、これを廃止し、新
たに、物品管理官が自主的な管理の基準といたし
まして、物品の管理に関する計画を立てることと
いたして、物品管理の弾力化と簡素化をはかって
おるわけにございませぬ。

第四に、物品管理官、物品出納官及び物品供用
官の補助者が、故意または重大な過失により、物
品を亡失または損傷し、国に損害を与えたとき
は、これら物品管理の機関または物品を使用する

職員と同様に弁償責任を課することとし、弁償責
任制度の整備をはかることとしたしておるわけ
でございませぬ。

その他、内閣、各省各庁の長または物品出納官
が、それぞれ国会及び会計検査院、大蔵大臣また
は物品管理官に報告もしくは送付することとな
っております物品増減及び現在額総計計算書、物品増
減及び現在額報告書または物品保管状況報告書に
関する事務につきまして、たとえば報告書に記載を
いたしません物品の範囲を簡素化する、たとえば民間
から借用をいたしてあります物品について、いま
まで一応報告書の内容に入れておったわけでござ
いませぬが、そういったものは、この報告が物品の
財産目録的な観点を強く出す、こういう意味にお
きまして、はずす。また、物品増減及び現在額
計算書についての会計検査院の検査は、計算証明
規則によりまして、物品管理計算書の会計検査
院の検査と実質的に重複をいたしてありませ
ぬ。現在形式に流れておるといふ点が指摘されて
おるのでございまして、これを廃止するといった
点につきまして、簡素化及び合理化をはかるため
所要の改正を行なうこととしたしておるわけに
ございませぬ。

以上、この法律案の提案理由及び概要につきま
して補足して御説明申し上げました。どうぞよろ
しく御審議のほどをお願い申し上げます。

委員長(西田信一君) 以上で補足説明を終わ
ります。

これより二案を一括して質疑に入ります。御質
疑のおありの方は順次御発言願います。

○成瀬幡治君 会計法のごとで簡単に御説明を承
りたいと思っておりますが、これは臨時行政調査会から
答申があつて初めてこの改正案が用意されてきた
ものなのか。この改正は非常に賛成なんです、
こういうことについては、なるほどどちらも得る
ところがあつて失うところはなかつたか、判断するわけ
ですが、これはもう少し早くやってもいいという
感じがするわけだ。だから、臨時行政調査会の
答申を待つてやられたのか、それとも、大蔵省と

してしばしば検討しておつただけでもこんな
ことではあま延びてきてしまったというよう
なことになつておつたのか、経緯のまず御説明を承
りたい。

○説明員(津吉伊定君) 御承知のように、会計法
規の運用につきましては、一般に保守的な傾向と
いふのはあるわけにございませぬが、この方法につ
きまして、大蔵省としても事故防止、債権者の
利便という点で全然検討いたさなかつたということ
もなかつたわけにございませぬけれども、特に臨時
行政調査会におきまして、財政、会計に関する事
項についても審議の対象になるということ、そ
の結論待ちということが一つ、それから漸次世
間の情勢からいたしまして、特に具体的には昨
年あたりから、地方の出納長の協議会その他関係
箇所からそういう要望も具体的に出てまいりまし
て、いま課長が補足説明申し上げましたように、
臨時行政調査会においてもあたかもそれに触れ
たわけにございませぬので、この際支払い手続とい
つた点に制度改正をいたしたいという判断をした
わけにございませぬ。

○説明員(赤羽桂君) ちょっとつけ加えて御説明
申し上げたいと存じますが、いまの先生御指摘に
なりました点でございませぬが、非常に率直に言
わしていただきますと、ごかんべん願いたいと思
ひます。実は私もこういう改正が——現在の支払い
方法は明治時代から行なわれておるわけにござ
いませぬが、なせもう少し早く問題にならなかつたか
という点につきまして、いろいろ実は考えてみたわ
けにございませぬ。ただいま御説明申し上げました
とおり、会計規則、経理、金銭の關係の規制とい
うのは非常に保守的であるという点は、まことに
そのとおりでございませぬが、特に戦前におきま
しては御存じのとおり非常に、何と申しますか、國
民思想が異なつておつたわけにございませぬ、そ
ういった点についてこちらあまり安心をして、
特に改正をしよう、そういう根本法規を改正しよ
うということもなかつたし、また世論をいたしま
してもそういう声はあがらなかつたかと存するわけ

でございますが、戦後になりました、非常に経済
構造が根本的に戦前と変わつてきたわけであり
ます。銀行取引も非常に活発になり、政府の活動も
戦前と比較すると問題なく非常に複雑多角化した
してきておるわけにございませぬ。そういう關係で、
銀行取引を中心とした政府の支払い方法について
も、ようやく世論の聲があがってきたというふう
に私たちは考えております。

ただいま補足説明を申し上げたとおり、実はこ
の検討は、私たちがいたしましては三十六、七年
度ごろから改正をしようではないかということ
で、各省とも相談し、会計検査院にも入つてい
た。だきまして相談を続けてきたわけにございませ
ぬ。三十七年度に臨時行政調査会が発足したわけに
ございませぬ。これは御存じのとおり、行政全般、予
算、会計全般につきましていろいろな答申を出す
というところでございませぬ、その様子を一応見ま
して、また特にそのほか支払い方法以外に会計法
につきまして改正をするという点も少し指摘され
たらば、そういう改正もならみ合わせてやろう
と、こういう考えで実は臨時行政調査会が発足
いたしました。しばらくの間というものはその様子を
見守つていたわけにございませぬ。で、昨年の九月
に臨時行政調査会の答申が出たわけにございませ
ぬが、いろいろの答申が出ております。その中には
直ちに実行に移したいもの、あるいは検討いた
さなければならぬもの、種々でございませぬ。この
銀行振り込みの制度につきまして、若干内部で検討
いたしたわけにございませぬが、何ぶんにも非常に
これはいい制度でございませぬ、これだけでも先
にお願いをいたすということにいたしました次第で
ございませぬ。

○成瀬幡治君 臨時行政調査会が会計法改正に関
して、まだほかにもこういうような点は考慮され
ておるべきだ、こういう点について答申を出し
ておるとするならば、どういふ点、また項目だけ
でもいいですから、概略承りたい、あるとするな
らば。

○政府委員(鳩山威一郎君) 臨時行政調査会の答申のうちいろいろ言っておられますが、その中で勧告というところで言っておられることは、ごく項目を申し上げますと、一つは、会計機関の統合という問題が一つございます。これは現在、収入の面あるいは支出の面あるいは物品の面というようなもので、それぞれ歳入徴収官あるいは代理徴入徴収官、分任歳入徴収官とか、あるいは現金出納の面では出納官吏、出納員、あるいは歳出関係では支出負担行為の点で支出負担行為担当官というものがございまして、また、その負担行為の代理支出負担行為担当官あるいは分任支出負担行為担当官、またそういう支出負担行為の認証を行なうものとして支出負担行為認証官、それぞれまた代理というものもございまして、それから、支出官というほんとうの支出の責任者があるわけですが、こういう現金の出納面いろいろの会計機関というものがございまして、それから、物品につきましても、それぞれやはりまたあるわけがございまして、物品につきましても、物品管理官というものがございまして、また、その管理官の代理がありまして、それから分任物品管理官、それから物品出納官、それから物品の供用官というようなものがありまして、会計機関が非常にばらばらになっておつて、実際はそれぞれの責任者それぞれ任命されているが、その補助者が同一人であったりするといふような問題がある。また、会計課長があらゆるものを、そういういろいろな役を一人でやっているというようなことがありまして、こういうものを、もっと会計を総合的に見ていくべきではないか、そういう面で会計機関をもっと統合すべきではないかという意見がまず第一に出しております。

それから、三番目が物品とかあるは固有財産の管理の効率化という問題であります。これはたゞいま物品管理法の面では法律案にして御審議を願つておられます。特に物品管理の事務につきまして、「その事務手続がきわめて煩雑で事務量が膨大なものになっておるためかえつて総合的效果的な管理を阻害し、多くの不効率の物品を保有する等の事態を生じている。」というようなことを言つておられます。その他改正案に盛り込まれました事項が触れられておるわけがございまして。

それから次に、物品の集中調達という問題を御告いたしておきます。これは国の購入する物品は相当多種多様な品目にわたりまして、金額も数千億円に達する。こういう総体になれば相当大きな調達が行なわれているにもかかわらず、その調達手続は非常に区々であつて、したがつて合理性が非常に少ない、そういうことから、調達事務につきましても集中的な調達を研究すべきだ。まあこれにつきましても、さしあたって各省庁において省庁単位に大量購入の有効な物品を選んで一括調達をする、あるいはブロック機関ごと一括購入する方法を研究して徹底していくべきだ、さらには、できれば物品によつては既存の行政組織を利用して政府全体にわたる一括調達方式といふことも考えていくべきではないか、というようなことを言つておられます。

そのほか、あるいは複式簿記をもつと採用したかどうか。これは現在事業会計あたりで採用しているわけですが、これをもう一つ、たとえば一般会計におきましても、刑務所の作業といふようなもの、そういうものについても複式簿記を採用したほうがよいのではないか、というようなことも言つておられます。ごく大きめに申し上げますと、そういう点であります。いずれもまあ実施できるものからいろいろやつてまいりたいのでありますが、相当重要な問題が多くて、早急な結論がまだ得られないので、今回は会計法の関係では、たゞいまの銀行振

り込みの支払いということにつきましてお願いをいたしておるわけがございまして、それから、物品の關係につきましても、物品管理法の一部改正ということでお願いをいたしておるわけがございまして。

○成瀬権治君 行政調査会を設置されたという点は、おれわれもわかつておりましたが、問題は、その勧告が出てから、あるは答申が出てから、それを政府機関がどう受け入れるかというところに問題があると思う。そういうものが出た場合、尊重をもちろんするといふたても、やるかやらないか、これは尊重すると言つても、やるかやらないかが非常に問題になってくる。臨時行政調査会も一年二年といふいと検討のあつく答申、勧告をされる。その中には、もちろんそういう事項に関するものはその担当者なりあるいは関係者が出て意見を述べられて、そういう大体ままとつたから、そういうものが勧告なりあるは答申という形で出ておる、こういうふうには私は理解しておるわけがございまして、したがつて、理解のしかたが違つておるわけがございまして、そこでも、そうじゃないと言つていただけに、むしろ、たとえれば会計法の問題については大蔵省としては十分そういうことについて受け入れ態勢もあるのだ、だからそういうことが早急に、たとえれば法律改正という形で出てくる、あるいはそれが行政面の上においでしてすぐ反映されてくるというふうにならなければならぬと思つておるわけが、それがまた検討中だ、重要なことだからといつて、二年二年といふことになつてしまつて、しまひにはうやむやになつてどつかへ行つてしまつたといふようなことになつてしまふ、設置された趣旨、意味——たゞ空転しておつただけの話で、一番大切な点がいつても抜かされてしまうといふ感じがするわけが、そういうふうな話で、どういふふうにお考えになり、心がまえとしてどういふふうにしておられるのか、お考えを承つておきたい。

○政府委員(綱島直綱君) いま鳩山次長から申し上げましたように、この物品及び会計の簡素化の問題につきましても、簡単に申し上げますと、会計機関の統合、大蔵大臣の承認協議の簡素化、次に物品、固有財産管理の効率化、あるいは物品の集中調達、そのほか契約の問題、あるいは複式簿記の問題等の勧告があるわけがございまして、したがらういふ、この臨時行政調査会の答申に基づいて、たゞいま成瀬委員も言われましたように、できるだけこれを尊重して、できるものからこれをやつていくことに変わりはございませぬ。ただ、問題は、その間これを直ちに全面的に行うという場合に、次長から申し上げましたように、この会計機関の簡素化自体の問題でも、他に及ぼす影響があったり、現実には運用の面、現実の問題としてすぐできないというふうな、全面改正を要するとかいふことがございまして、したがつて、順次にこの勧告を尊重して実行に移すわけがございまして、本年度はさしあたりこの会計法規及び物品管理法の改正ということで行つて、さらに現在検討を加えておられますから、それに基づいてこの勧告を尊重して進めていくというふうに変わりはございませぬ。

○成瀬権治君 これは意見、要望ということになるけれども、一番能率の悪いのは役所じゃないかというのが片方では、俗論といふことは、じゃないか、私はあると思つておるわけが、これはなかなか、そういうじゃないかと思つておるわけが、合理化をせよとか、非常に能率をあげなければならぬといふことはあるのですが、そういう立場からでも早急に結論を出されて、これはやるのだ、これはやらぬのだといふわけをいつて二年も三年も引延ばすような態度はとるべき態度じゃないと思つておりますが、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) 臨時行政調査会の答申の中で、これはまあ原案は一応私、どもも意見を

いたしたのでございますが、その中で、私どもの事務当局といたしまして、これはこういう事項は非常に賛成で大きいやりたいという事項もありません。またこれはなかなかむずかしいというような事項も相当ありました。私どもの意見ももちろんお出ししたのですが、しかし、私どもの意見どおりにはならぬわけでございますから、したがって、この答申ができて、これが全部すぐ実行できるはずじゃないかという、そういう程度の事務当局の意見が入れられてないのでございます。したがって、この答申全体の中で、私どもももちろん実行できるものは極力そういう努力をいたすつもりで研究をいたしておりますが、たとえばこの最初の会計機關の統合の問題でございますけれども、これはそういう方向で検討を十分いたさなければならぬと思いますが、しかし、他方でやはり会計に関するいわゆる不祥事件というようなものも相当あるわけでありまして、私ども一方ではそういうことを極力相互牽制組織とかいろいろなものを使いまして未然に防止をしなければならぬし、他方でやはり能率もあげなければならぬという、二つの要請を持つておるわけでありまして、臨調のこういったところの考え方は、非常にまあ現状につきまして非常に批評的な感覚で述べておられますが、やはり現実こういう制度改正をいたすという場合には、やはり相当慎重に検討をしないと、これがまた非常に悪い結果を起し、ましてまたいへん私ども相すまないものでありまして、なお、こういう点につきましては、十分検討をいたさなければならぬと思っております。

臣でなければならぬと思うのですが、問題は、このあけ足をとるのじゃないですが、独善にもなると思うのですよ。片方からいえば、これはどうもむずかしいじゃないか、あるいは打ち合わせに自分からは出席しておつたけれども自分らの意見は通らなかつた、通らなかつたことはやらぬわいとしようなことになるれば、独善というそしりを免れないと思うのです。まあ鳩山さんの前半の意見も、私もわからぬことではないです。わからぬことではないですけれども、あの前向きにそれを検討するといふ、そういう姿勢で、どうもその姿勢でこれはやっていたか、どうもその姿勢で述べたけれども、意見は相反した答申なりあるいは勧告が臨調から出された。そういうことについては、一日延ばしなさい、けれども、一年、二年という、そういう延ばし方をされては私には意味がないと思うのです。だから、そういうこととじゃなくて、受け入れるなら、これはたとえは一年とか期間が私はあると思うのです。それはきょうのあすのということにはいかぬと思つて、少なくとも一年以内なら一年以内には、臨調の答申について、勧告について締めくくりをするという心がまえがあつてしかるべきじゃないか。検討してみたけれどもやれませんでしたならやれませんでしたということにならなければいけないのを、目下検討中ですというようにして逃げるといふようなことは、非常にいけないではないかというふうなことを考へるわけです。そういうことに対して、次官もしょうちゅうかわつてしまわれるから、ていさいのいいことを言つておいて、無責任のようになつておるわけですけれども、そういうこととじゃなくて、大蔵省の臨調の答申を受けたときの心がまえと申しますか、姿勢はどうなのかということについては、しっかりとここでお約束してもらいたいと思つておる。

とがいろいろありますが、御承知のとおり不祥事件等が起きた場合を考へて、そのまま用心をして現行のままのほうがいいんじゃないかという意見が出て、大体本年三月末日ぐらゐまでをめぐりにして、臨時行政調査会からの勧告に基づいて大蔵省でできるものはこれを実行に移すような方法をとる、あるいはできないものについてはさらにそれを検討してどうするかというふうな協議を重ねていく。一応三月末をめぐりにしてこれを決定していきたい、こういうつもりでございますので、御了承いただきたい。

ら建設省がブルドーザーを持って、いろいろなことを進めてきた。ところが、これは工事が完了してしまつて、そのブルドーザーがそこに遊んでおる。片一方のほうで農林省が開墾等をやるためにブルドーザーが必要になつてきた。そこで、予算要求をするわけなんです。ところが、実際は建設省が使っておつたのをこつちへ移しかえて農林省がそれをやれば非常に国の費用としてはむだを省く、いろいろなことについていいと思うわけですが、いままでの予算要求のしかたというものは、そういう場合には、ここにこういうものがあるのだから、それは建設省のどこで使つておつたものを農林省のどこで使つておつたかという点、全然そういうことなくして新規購入というふうな形でやられるのか。建設省のほうで使つたものはそれは不用になつたから、処分という形であつてしまつたのか。その辺は実際の運用面はどうなつておりますか。

とがいろいろありますが、御承知のとおり不祥事件等が起きた場合を考へて、そのまま用心をして現行のままのほうがいいんじゃないかという意見が出て、大体本年三月末日ぐらゐまでをめぐりにして、臨時行政調査会からの勧告に基づいて大蔵省でできるものはこれを実行に移すような方法をとる、あるいはできないものについてはさらにそれを検討してどうするかというふうな協議を重ねていく。一応三月末をめぐりにしてこれを決定していきたい、こういうつもりでございますので、御了承いただきたい。

ほりも協議を受けるということも多岐にわたるわけでございますし、実際効率的に使われておるといふふう
に考えております。

○鈴木市蔵君 この物品管理法の一部を改正する
法律案の中で一番気になるのは、これはどうなん
ですかね。なれ合いというやつがふえやしません
か、こういう形にしていこう。つまり、各省間の
中においてもそうだし、それから担当者や業者と
の間においても、一番やはりわれわれが注意しな
ければならないのは、そういう物品の購入やある
いは処分その他の問題について、こういう簡素化
がはかられる反面、なれ合いがふえてくるとい
うことが当然予想される危険があると思われ
る。そういう点についてはどういふふうにか
おるか。

○説明員(津吉伊定君) そのなれ合いというふう
に指摘されます分野の問題でございますけれども、
まず業者と国との関係におきましては、これ
は物品管理法、まあこれはほかの分野であつて、
ここの問題でないというので、逃げるわけじゃ
ございませぬけれども、一応分野としましては、
契約担当者や業者との間の問題になりますとい
うことでございます。その場合に、なれ合いとい
いまして、制度上は御承知のように一般競争契
約が原則でございます。その間の運営上一般競
争によりがたい場合とか、あるいは有利に契約が
できる場合というのは随意契約によるか、その
間中間的な方法として指名競争契約という方法が
あるわけでございます。

で、内部的ななれ合いということでございます
けれども、これはやはり、要するに国の内部でど
のように効率的に使われるかということござい
まして、いまの二つの問題になりました管理がえ
いようなこととを比べてみても、A管理官と
B管理官が非常によく知っておりまして、C管理
官にやろうかということも考えられるのに、Aと
Bの間だけで何かやろうかということも、それは
人間ですから考えられなくはないと思われ
ども、その際にやはりCに確定的に管理がえすべ

きであつたというふうな客観的な事態がございま
したならば、それは管理行為の不当として追及さ
れるわけでございますので、まんだら全然基準な
くしてなれ合いという事態は起らないものとい
うふうにか考えております。

○鈴木市蔵君 そういふ一般的な意味で言つてい
るのではなくて、この法律自体の中にさういふ
うなことが、つまりよりさういふ方向へ行きやす
いように、つまり能率本位的にもを考へて、厳
正な措置という点について比較的考へていない
のじゃないか。たとへば、会計検査院の検査を廃
止するとか、各省各庁の長が立てた物品の需給計
画や物品管理官が定める運用計画を廃止する
とか、物品管理官というものがいまままで以上に権限
を持ち過ぎてくるといったような、さういふつま
り面から当然起きてくるであろうところの、さう
いふなれ合い的な、つまり能率本位的なものを考
へるといふ点から来るさういふ弊害だね、こ
ういふ点はどういふふうにか考へておられるかとい
うのです。

○説明員(津吉伊定君) 能率本位というおことば
がございまして、それはまことに能率を考へ
て、簡素化、合理化、あるいは実効のあるような
制度を考へようというふうな改正を考へているわ
けでございますので、先生御指摘のような管理が
ルーズになるのではないかとさういふ点につきま
して、それを考へて改訂しようというふうにか
考へているわけではございませぬ。

まず第一点、会計検査院の物品増減及び現在額
総計算書の検査を廃止するのはルーズになるの
ではないかという点は、これは現在国有財産法にお
きまして、総計算書の検査を受けるという制度
がございまして、それから、御承知のように、国の
債権管理につきまして、債権の現在額報告を基礎
にしまして現在額総計算書とさういふのがございま
す。債権のほうは今回物品が改訂しようとい
つておられますようなシステムをとつておりまして、
総計算書につきましては、検査院の検査を受ける

という制度はとつておりません。ただし、これは
債権にいたしまして、物品にいたしまして、
その管理官がそれぞれ個別に会計検査院法に基づ
く計算書証明規則によりまして、物品の場合で申
上げますと、物品管理官が自己の管理行為につ
きまして、検査院が指定するところによりまし
て、証明期間三ヶ月、あるいは原則的に一年とい
うことで、物品管理計画書というものを提出した
しまして、それぞれ自分の管理行為は実質的に全
部検査を受けておられるわけでございます。物品の増
減及び現在額報告書とかその総計算書とい
は、さういふものが管理簿と物品の現物と両方
チェックされて、その上で上がってくるト
タルでございまして、さらにあらためて計数の
検査を受けるというところは、非常に実質的に重複
を来たすわけでございます。これは会計検査院の
ほうの意向といたしまして、これは先ほど御指
摘になりましたような政府内部のなれ合いだとい
うふうなことになるのかもしれないが、それは
実質的に、客観的に見まして、管理計画書でそれ
ぞれの管理官が検査を受けている以上は、その
トータルにつきましては、これは単に計算が正し
いかどうかというだけに帰するのでございま
す。今回の改正を考へたという次第でございま

それから、第二点、これは運用計画と需給計画
の問題でございますが、従来の制度で需給計画と
いいますのは、その省において多量に調達をする
とか、あるいはその省の内部において計画的に廃
止するといふような物品につきまして、各省の長
が立てる物品の需給の見通しという趣旨でござい
ます。それから、運用計画のほうは、物品管理官
が自分の取得、供用、処分、保管につきましての
計画を自分で立てて、その計画を大臣に出し
まして、各省各庁の長が承認をしまして、その計
画の定めるところに従つて物品の管理運用をす
るという制度でございまして、これを両者廃止した
しまして、これに加ふるに物品の管理に関する計
画といふものを物品管理官が立てるべきこととす

趣旨は、これは需給計画といふますものも、各
省各庁の長は確かに非常に総合的な物品管理機
関でございますが、しよせん実務は物品管理官が
やつておられるわけでございます。それから、運用計
画の問題につきまして、一々各省各庁の長の承認
を受けるということ、現実には税務署、財務
部という段階にまで物品管理官がおります。それ
が各省大臣のところになら承認を求めて上げて
ございまして、これは書類だけですけれども、それが
承認を受けられる。それから、変更を要すればそ
の承認が要するということでございます。非常に
実効上は形式化するという点もございまして、今
回は、したがって、物品の管理に関する計画
として、大蔵大臣はある基準を定めまして、たと
へば多量の管理を要する、しかも補給的な機能
を持つておりますような、物品管理官の場合のよう
に、非常に大量なものを集中して取得いたしま
して、これを部内に配分してやるというふうなこ
ろは、これは必ずさういふ計画を立てなさい。そ
の他各省各庁の長の定めるところによつて、これ
は一例でございませぬけれども、いろいろと基準を
考へまして、政令以上、あるいは省令というふう
なもので基準を書きまして、各省各庁の定めると
ころによる管理官がみずから定める物品管理のめ
どとしてこれをつくりたい。ところが、みずから
定めるならばかつてに変更するのであまり意味が
ないのじゃないかということにもなりかねぬと思
ひますけれども、それはやはり単に自分が頭で
考へまして、これはさういふ私には効率的に管理
をいたしたという口だけのことじゃなく
て、そこに計画が物的にでき上がるということ
は客観的な管理行為の基準ができて上がるという
ことになりまして、いま申し上げました会計検査院
の管理行為の規範にも一つの客観的なものを提
供するということになるわけでございますので、そ
の点において意味があるということ、むしろ効
率的な簡素化、合理化をはかりましたけれども、
それによつて何らルーズにしようという意図は全
然ございませぬので、御了承をいたしたいと思

います。

○鈴木市藏君 それはいろいろあなた言っておりますけれども、たとえば各省各庁の長というものは、それなりにやはり責任の所在が違ふわけだ。ましてそういう、つまりいわゆる国民の税金によって買つたり売つたりするようなそういう物品の問題については、やはりその省の長が責任を負うべき性質のものなんだよ。そういうことを通じてどういふ物品がどういふぐあいに活用されているかというものを、やはり国民はそういう形で、何らかの意味で国会がそういうものにチェックするとか、あるいはこれを強いては管理するということになる。その責任はどうしてもやはり國務大臣である各省の長が負わなければならない。それを物品管理官というものに運用の計画から需給の計画から、あるいは最後にトータルだから会計検査院の検査は省略してもいいというふうなことになる。つまり、そういう行き方というものは次第次第に、つまり物品の購入や需給計画や運用やその他の点について国会の目を免れて、国民の財産であるべきそういうものの如置が次第に一官吏のようになってしまつて、そういうものに移つていく、責任の所在が明確になつていかないという方向にこの法律は道を開くことになるのじゃないか。そういう点、当然この法の改正案を出されたときに論ぜられたものだと思うので、あなたたちのそういう点についての意見を聞きたい。

○説明員(津吉伊定君) 各省各庁の長の責任といつたしましては、物品管理法は各省各庁の長がその所管に属する物品管理官といつたしまして一般的に所管物品の管理責任を持つておるわけでございます。具体的な実務につきましては、各省各庁の長が管理事務を物品管理官におろしまして、物品管理官は命令事務を担当する、具体的な出納管理は物品出納官が担当するというふうな制度でございます。で、各省大臣の責任という点につきましては、物品増減及び現在額報告書というふうな

で大蔵大臣に出して、内閣がこれを集中いたしましたして、物品増減及び現在額報告書として国会に御報告する、こういうシステムでございます。また各省大臣は自分の、さつき申し上げました管理官その他の物品管理機関の設置のしかたにつきましても、総括的な一般管理機関として責任を持つておられます。また先ほど申し上げました分類がえをするとか管理がえをするとかという点についても、それを承認する、あるいは命令する、管理がえとか分類がえを命令するということによりまして十分総括的な責任を持つておるわけでございます。あなたが管理官にだけその責任を課する——結局それぞれ担当する事務の分野に応じまして責任を負担するというふうに考へておるのでございます。

○中尾辰義君 この三十一條の、この管理機構が簡素化になつて、その関係で管理機関等の補助者について、故意または重大な過失によつて國に損害を与えたときは弁償責任を課することとする。それから補助者についてその責任を課する、こういうふうになつておりますが、これはどういふことですか。つまり、簡素化になつたとすると、いろいろ不正事項等、あるいはそういうことが起こる可能性があるもので、さらに責任体制を強化して、いこう、こういう意味でできたわけですか。

○説明員(津吉伊定君) 簡素化をいたしましたに伴ひまして不正が起こるかも知れぬ、その反面として責任を補助者にも課するのではないかと、う点につきましては、それはそういうわけではございません。この意味は、現在実は予算執行職員等の責任に関する法律というのが、金銭会計の命令系統の機関については責任を問う法律がございまして、それにはたとへば支出官の補助者として小切手帳を扱いますとか、小切手の振り出しをする事務を具体的に担当するとか、そういう職員につきましては、それぞれ命ぜられた内容に従ひまして責任を負うという規定がございまして、しかるに、この物品につきましては、従来物品管理機

関、いわゆる本官でありますけれども、物品管理官とか出納官、供用官、あるいはその代理官も含みますけれども、そういう機関につきましては故意、重大な過失のある場合の國損の弁償という責任があらうけれども、それからこれは改正後も変わりませんけれども、従来から物品を使用する職員につきましても、故意または重大な過失によりまして國に重大な損害を与えたときには弁償責任を問う規定がございまして、ただ、具体的に物品を取り扱い機関の中には、いわゆる本官でなくて補助者として補助事務をやつてゐる連中がいて、わけでございますが、それが制度上は弁償責任を問われる規定が整備されておらなかつたという点を整備したいというのでございまして、

なぜ、未整備なものをつくり上げておいて、いまさらそれを改正するかというふうにならうかと思ひますけれども、これはいろいろ補助者につきましては、非常に地位の低い者まで責任を問うのは酷ではないかというふうな実質論と、それから補助者というものはどういふ状態にあるものが補助者であるかという、いわば法律論といひますか、そういう制度論という両面がございまして、検討を重ねた次第でございまして、今回、補助者につきましても、必ずしも雇いできつた入つたきりというふうな連中を補助者に適當な行為をすべきものとして使えらるゝと常識的に考えられませんので、一応補助者として、も相當な能力を持つてゐる者、國の行政組織の中に入つてゐる限りはそういう能力を持つてゐる者ということにならうかと思ひますので、実質的に別段の問題はないだらう。それから、補助者が属してゐる機構におきまして、その組織がきめられてゐる分限程あるいは組織規程によりましてそのやる事務の内容も明確になりますので、この点は会計検査院とも打ち合わせまして、補助者の責任制度をこの際設けることを考へたほうが適當であらうという結論に達しましたので、この改正をいたしたいという次第でございまして、

○中尾辰義君 それで、従来、いろいろな物品に對する損害を与えた場合に弁償責任を課するといふことですが、どういふ形で従来は弁償責任を課しておるのですか。また、その弁償責任を果たす能力がない場合はどうなつておられますか。

○説明員(津吉伊定君) その形は、会計検査院が故意重大な過失があつて國損を与えたかどうかというのを検定いたしましたので、國損額を算定して、任命権者に弁償を命ずる措置を要求いたしましたして、任命権者からその弁償を命じておるといふ手続でございまして、

それから、實際問題として弁償できないときはどうかという点は、これは先ほどちょっとほかの問題で申し上げました債權管理という問題に移りまして、適當にこれを分割納付させる等の方法を、債權を管理した上でやつていく等の方法がとられることになつておられます。

○委員長(西田信一君) 二案につきましての質疑は、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもって散會いたします。午後零時五十一分散會

- 二月十二日本委員会に左の案件を付託された。一、入場税撤廃に関する請願(第五六八号)(第五六九号)(第六〇六号)(第六六二号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七一号)(第六七二号)(第六七三号)(第六七四号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)一、バナナの関税率引下げに関する請願(第五九一号)(第六四六号)一、所得税法第六十一條第三項廃止に関する請願(第五九九号)(第六〇三号)(第六〇五号)(第六一〇号)(第六一四号)(第六一六号)(第六二四号)(第六三一号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六七〇号)(第六七〇一號)(第六七〇二號)一、所得税法第六十一條第三項廃止等に関する

請願(第七一七号)

第六六八号 昭和四十年一月二十九日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ六東京都興
行環境衛生同業組合長 河野義一
外一名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六六九号 昭和四十年一月二十九日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 千葉県東金市東金映劇千葉県興行
環境衛生同業組合内 若木繁
紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七〇号 昭和四十年二月一日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 和歌山県海南市日方二八二環境衛
生同業組合和歌山県興業協合理事
長 中尾五助

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七一号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区築地三ノ六全国興行
環境衛生同業組合連合会内 加藤
敏雄外一名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七二号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大通一ノ八ノ九岩手
県興行環境衛生同業組合内 吉田
佐助

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七四号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 群馬県高崎市柳川町三一株式会社
高崎電気館取締役社長 広瀬保治
紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七五号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区末吉町二ノ二九神奈川
県興行環境衛生同業組合内 福寿
仲次

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七六号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区末吉町二ノ二九神奈川
県興行環境衛生同業組合内 中島
都留作外一名

紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七七号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中区末吉町二ノ二九神奈川
県興行環境衛生同業組合内 金子
吉蔵外一名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七八号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願(二通)

請願者 横浜市中区末吉町二ノ二九神奈川
県興行環境衛生同業組合内 星野
喜久雄外二名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六六九号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 京都市中京区河原町通六角下ル山
崎町二五〇第一生命ビル内環境衛
生同業組合京都興行協合理事長
井上義卓

紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七〇号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 京都市中京区河原町通六角下ル山
崎町二五〇環境衛生同業組合京都
興行協会内 白井昌夫外一名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七一号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 京都市中京区河原町通六角下ル山
崎町二五〇環境衛生同業組合京都
興行協会内 村島亮次外一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七二号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 京都市中京区河原町通六角下ル山
崎町二五〇環境衛生同業組合京都
興行協会内 広川越夫外一名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七三号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市南区玉屋町二三環境衛生同
業組合大阪興行協合理事長 川端

直信
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七四号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市南区玉屋町二三環境衛生同
業組合大阪興行協会内 桜庭藤夫
外一名

紹介議員 中山 福藏君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七五号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市南区玉屋町二三環境衛生同
業組合大阪興行協会内 宮川清三
郎外一名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七六号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市南区玉屋町二三環境衛生同
業組合大阪興行協会内 角清則外
一名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七七号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 大阪市南区玉屋町二三環境衛生同
業組合大阪興行協会内 坂井久之
外一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第六七八号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ

三環境衛生同業組合兵庫県興行協
会理事 吉岡庄藏
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第六七九号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ
三環境衛生同業組合兵庫県興行協
会内 片山龜吉外一名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第六八〇号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ
三環境衛生同業組合兵庫県興行協
会内 宮繁萬也外一名

紹介議員 竹中 恒夫君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第六八一号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西古湊通一ノ二一ノ
三環境衛生同業組合兵庫県興行協
会内 岡田斐二郎外一名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第六八二号 昭和四十年二月三日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 山口県下関市大字豊浦町一四四山
口県興行環境衛生同業組合代表理
事 鈴木金治

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第三三二二号と同じである。

第五九一号 昭和四十年一月三十日受理
バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺大字甚目寺
田中威志男
紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第六四六号 昭和四十年二月三日受理
バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 長崎県大村市東三城町七ノ一三
野田康彦

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第九一〇号と同じである。

第五九九号 昭和四十年二月一日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷三ノ四〇 井
上照吉外三十二名

紹介議員 林屋 俊次郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六〇三号 昭和四十年二月一日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願(二
通)

請願者 大阪市旭区大宮町五ノ七六大阪府
連合不動産鑑定協会内 飯島吉造
外二十五名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六〇五号 昭和四十年二月一日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都港区赤坂氷川町四一 太田
柳三郎外一名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六一〇号 昭和四十年二月一日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都大田区大森西二ノ二〇ノ二
九 小島嘉七外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六一四号 昭和四十年二月二日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市郡九三六北河内不
動産組合内 上田史郎外二十五名

紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六一六号 昭和四十年二月二日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都品川区五反田二ノ三四一有
限会社五反田不動産内 谷健蔵外
一名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六二四号 昭和四十年二月二日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願(五
通)

請願者 東京都板橋区仲町三六 池田利司
外四名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六三一号 昭和四十年二月二日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都大田区御園一ノ一五 鈴木
遼外一名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六六〇号 昭和四十年二月三日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 大阪府北区浪花町八五北不動産商
業組合内 中谷和夫外四十名

紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第六六一号 昭和四十年二月三日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷三ノ五不動産会
館内 松田清外三十一名

紹介議員 稲浦 鹿藏君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七〇〇号 昭和四十年二月四日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都品川区小山六ノ三五六 本
橋一市外一名

紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七〇一号 昭和四十年二月四日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町二ノ一
三二 秋田和男外一名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七〇二号 昭和四十年二月四日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬一ノ六三九
伊藤秀雄外一名

紹介議員 鈴木 市藏君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七一七号 昭和四十年二月四日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 佐賀市松原町九五佐賀県宅地建物
取引員会内 山口忠六

紹介議員 田中 一君
所得税法の一部が改正されて、不動産取引あつせ
ん調書提出義務が新たに課されたことに対し、全
国宅地建物取引員会連合会等の決議に基づき左記
事項について全業者の衷情を御察のうえ、業界
の要望に応ぜられたいとの請願。
一、将来所得税法第六十一条第三項及び同法施

行細則第二十八条の三を撤廃するよう尽力せられたい。

二、不動産あっせん調書の提出を向かう一箇年間延長せられたい。

三、不動産の売買ごとの取引金額が、五百万円以下であるときは、調書の提出義務を免除せられたい。

四、すべての不動産の取引には、不動産業者の添印なしには登記できないような制度を確立せられたい。

理由

所得税法の一部改正により不動産業者に対しあっせん調書を提出すべき義務が課されたため業者に多くの疑惑と批判と混乱を起している。すなわち、

イ、立法の基調が自主申告制度にあるにもかかわらず、当局は自らこれをじゅうりんして、何が故に不動産あっせん業者にのみ、調書の提出義務を負わしめたか。

ロ、このことは憲法第十三条、第十四条に基づく政治及び行政の公平の原則に反するのではないか。

ハ、しかも提出義務を怠ったものに対して罰則を適用するがごときに至っては、業者に対するあくなきかれんちゅうきうの圧政と断せざるを得ない。

ニ、今後不動産売買当事者は不動産業者を極力避けやみ業者依存の度合いをますます濃厚にするであろう。かくて不動産取引のわずか三十パーセントしか取扱っていない正規業者はますます衰微の一途をたどるであろう。

ホ、政府は宅地建物取引業法を改正して、正規業者の資格の向上を図り、結果的にはやみ業者を撲滅しようとしている一方、所得税法を一部改正してやみ業者のぞく出を容易ならしめる愚策をろうしている。このように業界は論議をまきおこし、某県のごときは改正所得税法違憲訴訟提起運動を展開、全国三万五千の業者に参加を呼びかけているが、全国宅地

建物取引員会連合会、各地区宅地建物取引員会連合会、各都道府県宅地取引員会の系統機関は、上述の所論を首肯し、このような強行法規が将来業者を不幸に追い込むかを知りながら、ひとたび法律として業者の頭上にかかってくる以上、国民の一員としての順法の精神はあくまで堅持すべきであるとの態度を基本として、要望を決議した。(不動産あっせん調書対策佐賀県大会決議等添付)

第三号中正誤

ハシ 改行 誤

二 一 義わり 越後等

九一八

六 一 四 修正格

// 一七 おります。

正 一 一 五 等

修正案

おります

昭和四十年二月二十日印刷

昭和四十年二月二十二日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局